

保育料の算定方法について

1. 保育料について

保育料は、別紙「令和3年度逗子市保育料表」に基づき算定します。原則として、保護者（父・母）の市民税の合計額により決定します。保護者が非課税で、同居者等がいる場合は、同居者等のうち課税額が最も高い方を基準に保育料を決定します。

※同居者等とは

住民票上で同一住所、かつ同一建物に居住している者を指します。

住民票上の世帯が別でも、同一建物に居住している場合は、同居しているとみなします。

2. 市民税額の確認方法及び参照年度について

市民税額の確認方法は、就労先、勤務状況等により異なります。次の各項目をご確認いただき、保育料金の参考にしてください。

※ 令和3年度保育料について、

4月分～8月分は令和2年度市民税額、9月分～3月分は令和3年度市民税額で決定します。

なお、指定都市で課税されている場合は旧税率により算定した額となります。

◇会社員・公務員等、給与から市民税を差し引かれている場合の確認方法

「市民税所得割額⑥」 + 「摘要欄の税額控除額（住宅借入金等特別控除額など）の市民税額」

「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の「**市民税額 所得割額⑥**」と、摘要欄に「**住宅借入金等特別税額控除額**」など税額控除額の市民税額に記載がある場合は、その合計額で算定します。

平成 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）		税額	
所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の合計所得区分	課税標準
所得控除	雑損医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤配 偶者特別扶養基礎 所得控除合計②	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引
(摘要)	住宅借入金等特別税額控除額 市民税 円, 県民税 円		課税標準
税額	市民税 税額控除額④ 所得割額⑥ 均等割額⑦	県民税 税額控除額④ 所得割額⑥ 均等割額⑦	特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 超過損失

◇自営業等、自分で市民税を納めている場合の確認方法

「税額控除額（調整控除額を除く）」 + 「差引所得割額」

「市民税・県民税納税通知書（兼税額決定通知書）」の4ページ目の、「税額控除額（調整控除額を除く）」と「差引所得割額」の合計額で算定します。

納税者住所・氏名

▼この納税通知書を折り曲げたり汚したりしないでください。

平成 年度

通知書番号

整理番号

**市民税・県民税納税通知書
(兼税額決定通知書)**

あなたの税額を本書のとおり決定しましたので通知します。

年税額 ① + ② + ③	円
給与からの特別徴収税額 ①	円
公的年金からの(仮)特別徴収税額 ②	円
普通徴収税額 ③	円

市民税・県民税の各納期の納付額及び納期限などは2頁をご覧ください。 1

納付場所

- 横浜銀行 ●三井住友銀行 ●三菱東京UFJ銀行
- スルカ銀行 ●みずほ銀行 ●かながわ信用金庫
- 湘南信用金庫 ●中央労働金庫 ●逗子市役所
- ゆうちょ銀行及び郵便局(神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県内)

*各本支店を取り扱っております。

課税計算明細書 (単位:円)

区分	課税標準額	市民税	県民税
所得			
山林・その他			
分			
短期譲渡			
長期譲渡			
株式等の譲渡			
上場株式等の配当			
不動産取引			
課税控除額			
配当控除額		△	△
住宅借入金等特別税額控除額		△	△
寄附金税額控除額		△	△
外国税額控除額・調整税額		△	△
配当割額又は株式等譲渡割額		△	△
差引所得割額			
均等割額			
合計			

年税額 ① + ② + ③	給与からの特別徴収税額 ①	公的年金からの(仮)特別徴収税額 ②	普通徴収税額 ③

所得割より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額
還付額

4

◇市区町村民税課税（非課税）証明書で確認する方法

市民税所得割額＋税額控除額（市分控除額）

「市民税・県民税課税（非課税）証明書」の「市民税所得割額」と「税額控除額」の「市分控除額」（「その他税額控除等」は、「配当控除」と「外国税額控除」分）の合計額で算定します。

平成 年度（平成 年分） 市民税・県民税 非課税証明書

税証第 号

賦課期日 現在住所

賦課期日 氏名

見本

所得区分	所得金額 (円)	所得区分	所得金額 (円)	所得控除の内訳	控除額 (円)	扶養控除	人数	本人該当
総所得金額	0	分離短期譲渡 (特別控除)	()	雑損	0	配偶者		特別障害
(給与収入) 給与所得	()	分離長期譲渡 (特別控除)	()	医療費	0	老人配偶者		その他障害
営業等		株式等の譲渡		社会保険料	0	特定		特別寡婦
農業		分離上場株式等の配		小規模共済	0	扶 (内同居)	()	寡婦・寡夫
不動産		先物取引		生命保険料	0	老人		勤労学生
利子		山林		地震保険料	0	養 16歳未満		未成年
配当		総合退職		障・寡・勤	0	障 (内同居)	()	
(公的年金収入) 雑	()	繰越損失額		配偶者特別	0	害 特 別		
譲渡・一時		純繰越損失		扶 養 基 礎	0	者 其 他		
		雑繰越損失		所得控除合計		税額控除の内訳	市分控除額 (円)	県分控除額 (円)
		株式繰越損失		課税標準額		住宅借入金	0	0
		先物繰越損失		総 合	0	寄附金	0	0
		居住用繰越損失		分離短期	0	その他税額控除等	0	0
				分離長期	0	配当・譲渡割	0	0
				株式分離当	0	備考		
				先物取引等	0			
合計所得金額	0	所得割額	0	所得割額	0	年税額		0
総所得金額等	0	市民税 (円) 所得割減免額	0	県民税 (円) 所得割減免額	0	(円)		
		均等割額	0	均等割額	0			
		均等割減免額	0	均等割減免額	0			

表記のとおりとしないことを証明します。

平成 24 年 8 月 4 日
神奈川県逗子市長 平井 竜一

* この証明書は、所得証明書を兼ねています。

※令和2年度市区町村民税課税証明書は令和2年1月1日時点、令和3年度市区町村民税課税証明書は令和3年1月1日時点で住民登録のあった自治体で発行できます。

◇海外で収入がある方の保育料算定方法について

海外で収入がある方は、4～8月分の保育料は平成31年1月1日から令和元年12月31日まで、9～3月分の保育料は令和2年1月1日から令和2年12月31日までの海外収入と社会保険料等を証明する書類(W2等)をご提出いただき、収入を日本円に変換した上で仮の市民税額を算出し、保育料を決定します。証明書類は勤務先により異なりますので、職場でご確認ください。

3. 保育料算定に係る年齢基準について

保育料は、年度当初（4月1日時点）の実施年齢で決定します。年度途中で誕生月を迎えても、年齢による変更はありません。年度切り替えのタイミングで変更となりますのでご注意ください。

4. 保育料が算定できない場合について

所得の申告がない場合、市区町村民税額が確定しないため、保育料が算定できません。未申告の方は必ず申告してください。保育料が算定できない場合は、最高額で算定します。正確な保育料算定のために、自営業等により報酬や営業収入がある方はその多寡にかかわらず、必ず申告をしてください。

申告方法は所得により異なりますが、税務署または市区町村の税務担当課での手続きとなります。返子市以外で課税されている場合、海外収入がある場合で証明書等の提出がない場合も、最高額で算定します。

5. 寡婦（夫）控除のみなし適用について

婚姻歴のないひとり親の方は、現在税法上の寡婦（夫）控除は適用できません。ただし、平成30年9月1日より、婚姻歴のないひとり親の方に寡婦（夫）控除を適用した仮の市民税額を算出し、保育料の算定をすることができるようになりました。（以下、「寡婦（夫）控除の見なし適用」）

次の①及び②の両方に該当し、寡婦（夫）控除の見なし適用を希望する場合は保育料が軽減される可能性がありますので、保育課までご連絡ください。寡婦（夫）控除のみなし適用には申出が必要です。

【令和3年度4月分～8月分保育料について】

- ① 令和元年12月31日時点で婚姻歴のないひとり親の方。
- ② 令和2年度市区町村民税が課税されている方。

【令和3年度9月分～3月分保育料について】

税制改正が予定されており、みなし適用から税法上の寡婦（夫）控除適用となる予定です。

6. 令和3年9月分からの保育料決定通知書送付時期について

令和3年8月末頃に送付を予定しています。

※ご不明な点は保育課までお問い合わせください。

教育委員会教育部保育課保育係
電話 046-873-1111（内線 531・532）